

(2) 高速自動車国道(中国横断自動車道尾道松江線)の整備促進について

(国土交通省)

(中国地方整備局)

提案の要旨

高速自動車国道(中国横断自動車道尾道松江線)の整備促進

現状及び課題

【現 状】

中国横断自動車道尾道松江線は、中国地域の一体的発展を担うとともに、中国・四国地域を結ぶ地域連携軸を形成し、この圏域の産業・経済・文化の飛躍的発展と沿線地域の生活の向上に大きく寄与することを目的とし、その整備を進めている。

本路線は、従来、日本道路公団により整備されていたが、尾道～三次間及び三次～三刀屋木次間については、平成15年度から、国と地方の負担による新直轄方式に切り替わり、整備されている。

新直轄方式に伴う地方の負担については、これまで十分な財源措置がなされていなかったが、要望の結果、平成17年度からほぼ全額交付税措置されることとなった。

【課 題】

今後は、引き続き十分な財源措置の下、より早期の全線供用が実現されるよう、整備を促進する必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成9年12月 尾道～甲山間、吉舎～口和間、吉田掛合～三刀屋間に施行命令
平成10年4月 甲山～吉舎間に施行命令
平成10年12月 口和～吉田掛合間に施行命令(全線施行命令区間となる)
平成13年3月 宍道インターチェンジ～松江玉造インターチェンジ間供用開始
平成15年3月 三刀屋木次インターチェンジ～宍道インターチェンジ間供用開始
平成16年1月 第1回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、新直轄方式に切替
平成16年3月 民営化関連法案の国会提出
平成16年3月 「高速道路の整備に関する意見書」(県議会)
平成16年4月 知事要請「新直轄方式に伴う地方負担に対する財源措置に関する要請書」
平成16年6月 民営化関連法案が可決・成立
平成16年6月 「地方の道路整備の促進に関する意見書」(県議会)
平成16年11月 政府主催全国都道府県知事会議における知事要請
平成16年12月 知事提案「高速自動車国道(中国横断自動車道尾道松江線)の整備について」
平成18年2月 第2回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、事業費見直し
平成18年4月 旧日本道路公団の民営化に伴い、国土交通省の直接施工となる

【前年度提案結果】

道路整備計	(全国枠国費)	2,872,708百万円(対前年度比97.5%)
うち高速国道	(全国枠国費)	168,416百万円(対前年度比98.9%)

提案の内容

中国横断自動車道尾道松江線の整備を促進すること

県は、周辺市町を含めてインターチェンジへの取付道路やまちづくりなどの関連事業を既に実施しており、その整備時期が遅れることは、地域の振興上、多大な社会経済的マイナス効果を及ぼすものであり、より早期の全線供用が実現されるよう、整備を促進すること。

(事業概要)

	事業主体	事業期間	区 間	総延長	車線数
中国横断自動車道 尾道松江線	国土交通省 西日本高速道路(株)	平成6年度～	尾道市 ～ 松江市	約137km (県内約86km)	4車線 暫定2車線

(事業箇所)

